

令和3年度・4年度の実施状況と5年度の計画の取組について

※【○-○-○】は計画の項目番号〔基本目標-基本計画（大項目-小項目）〕 参考資料1で確認ください。

1 重点取組の状況について

〔重点取組1〕 地域における福祉活動の推進・支援

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の「話し愛、支え愛」推進事業の実施（市・市社協）【1-1-1～4】	<p>モデル地区を令和4年度までの2年間、2地区(城北・湖南)指定し、住民同士が 出会い参加する場、地域の様々な相談を受けとめる場、安心して過ごせる居場 所などを活用した情報共有の場づくりを支援した。コロナ感染防止に伴い活動 に影響があったが、顔の見える関係づくりと地域住民同士の交流を進め、多様 な担い手による重層的な生活支援活動の展開を図った。</p>	<p>モデル地区指定2年目となり、引き続き各地区において、コロナ感染予防に 留意しながら、地域課題の具体的な対応策や支援の方法を協議し、実践に移し た。</p> <p>【取組み内容】</p> <p>ア 城北地区 (ア)「城北地区支え合いネットワーク」の作成 地区内の困りごとの相談先や集いの場、各種団体の紹介パンフレットを作 成(令和5年3月末に全戸配布予定) (イ) マルシェ(朝市)の開催 会場:城北地区公民館(4月から12月まで月1回開催)</p> <p>イ 湖南地区 (ア) 共助交通の立ち上げの検討及び試験運行 買い物や通院等の困難者に対し、地域住民が中心となって共助交通が実施 できないか検討し、他地区への視察等を踏まえ試験的に運行した。試験運行の 利用者や地区住民の意見、要望等を聞き取りながら、県や市、アドバイザーの 助言を受け実施に向けて協議中 (イ) スマートフォン相談会の開催 学生ボランティアの協力により、スマートフォンの使い方や活用方法等の 相談会を開催した。</p>	<p>2地区を選定し事業を推進する。また、令和3年度指定の2地区について、指 定期間が終了となるが、指定期間中にコロナ感染症が発生し感染防止のため十 分に活動できなかったことから、特例として指定期間を1年間延長することと した。</p>
地域包括ケアシステ ム推進連絡会の開催 (市・市社協)【1 -1-1】	<p>第1層協議体としての取り組み 市(長寿社会課・地域包括支援センター・中央人権福祉センター等)、鳥取市 社会福祉協議会、介護事業者等が集まり、毎月1回地域包括ケアシステム推進 連絡会(第1層協議体)を開催し、本市における高齢者の生活支援・介護予防 サービスの体制整備に向けた協議を行った。</p> <p>構成組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長寿社会課 ・市地域福祉課 ・市中央地域包括支援センター ・市中央人権福祉センター ・認知症地域支援推進員 ・(社福)地域でくらす会 ・県東部医師会在宅介護医療連携室 ・鳥取東保健センター ・(社福)県社会福祉協議会地域福祉部 ・(社福)市社会福祉協議会 	<p>ア 第1層協議体(鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会) 令和4年度から重層的支援体制整備事業が本格的に開始されることに伴い、 本連絡会の在り方、方向性も含めあらためて市担当部署や関係機関と検討、協 議を行った。</p> <p>イ 第2層協議体設置の取り組み(鳥取地域) (ア) 江山学園校区「健康と暮らしを考える会」 (イ) 東中学校区福祉保健関係機関連絡会 (ウ) 地域包括支援センターとの取り組み (エ) 市保健所との話し合い</p> <p>ウ 第2層協議体設置の取り組み(新市域) 新市域での地域包括ケアシステム推進連絡会設置に向けて市社会福祉協議会 各総合福祉センター及び地域支え合い推進員が中心となり取り組みを進めた。</p> <p>設置地域</p> <p>令和元年度 用瀬町 令和2年度 気高町 令和3年度 佐治町、河原町 令和4年度 国府町・福部町・鹿野町・青谷町</p>	

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業（市・市社協）【1-1-3】	<p>高齢者の心身の多様な課題に対応するため、介護保険の地域支援事業と国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保健事業を一体的に実施する取り組み。特に、フレイル（心身の虚弱）対策に着目した支援を通して地域で活躍する元気な高齢者の増加を図る。</p> <p>長寿社会課鳥取市中央包括支援センターに企画調整員として保健師を1名配置し、国保データベース（KDB）システムや健康と暮らしの調査結果等を活用した地域分析を基に令和3年度は3地域（南・江山・湖東中学校区）を選定し支援を実施した。</p> <p>具体的には、健康・子育て推進課の看護師2名及び市社協職員、その他各地域包括支援センターの専門職や地区担当保健師等による多機関協働体制により、地域のサロン等の通いの場における集団支援（フレイル状態の把握・健康教育・健康と暮らしを考える会の開催）を実施。また、健康・子育て推進課の看護師により、低栄養及び身体的フレイル対象者や糖尿病性腎症重症化予防事業対象者へ個別支援を行った。</p>	<p>令和4年度は11圏域（北・国府・高草・河原・用瀬・佐治・青谷中学校区を追加）を選定し支援を実施した。令和3年度の取り組みを継続し対象圏域を拡大して、引き続き市社協等職員との協働体制で行った。また、鳥取市医療看護専門学校との連携により、フレイル予防教室において多世代交流も行うことができた。</p> <p>低栄養及び身体的フレイル対象者への個別訪問支援は、鳥取市中央包括支援センターに管理栄養士を追加配置（令和4年8月以降）、さらに介護支援事業所の作業療法士へ一部委託して実施体制を拡充した。また、糖尿病性腎症重症化予防事業対象者への支援では、保険年金課医療費適正化推進室及び健康・子育て推進課の看護師だけでなく、歯科衛生士とも連携して支援を行った。</p>	<p>令和5年度は12圏域（桜が丘中学校区を追加）を選定し支援を実施する予定。令和4年度の取り組みを継続し、対象圏域を拡大して実施。</p> <p>令和4年度に長寿社会課で実施した各調査（高齢者のニーズ調査等）の分析結果をもとに、市社協職員や地域包括支援センター等関係機関と地域アセスメントに取り組みたいと考えている。</p> <p>今後の全市域でのフレイル予防支援の展開に向け、官民学連携をはじめとする地域のネットワークづくりの強化を図りながら実施体制を整えていく予定。</p>
ふれあい・いきいきサロンの見直し（市社協）【1-1-4】	令和2年度実施したアンケート結果を考慮し新たな助成制度へ移行した。		

〔重点取組2〕 福祉学習の推進と担い手づくり

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実践型学習への転換を図る取り組みの開始（市社協）【1-3-2】 福祉学習を企画、立案、実施する場（プラットフォーム）の支援（市社協）【1-3-1】	<p>福祉学習の実施状況</p> <p>学校においては、従来型の福祉体験から徐々に輪を広げ、福祉学習のプラットフォーム構築のため、福祉学習の依頼があった学校や地域を中心に、地域内の関係団体を巻き込み福祉学習事業を行った。</p> <p>また地域においては、子どもから高齢者まで、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくために、自分たちに何ができるか考える会を開催した。</p> <p>ア 学校における福祉学習 高等学校 1校、小学校 8校 （ア）福祉学習の実施前に、地域の学校・団体・機関・住民・当事者等に趣旨説明を行い、共同企画の場(企画会議)を設定し開催した。 （イ）実施内容:テーマを決めての座学、体験(高齢者疑似体験、車いす体験)、グループ討議、意見交換等</p> <p>イ 地域における福祉学習 江山学園校区「健康と暮らしを考える会」 美穂、大和、神戸の3地区において保健、医療、福祉の視点から、誰もがみんな支え合い、いきいきと自分らしく暮らし続けることができるよう具体的に話し合う場を設定した。</p> <p>【参加団体】 まちづくり協議会、民生児童委員協議会、区長会、地区公民館、地域住民、高齢者施設、人権福祉センター、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、老人クラブ、健康づくり推進員、県社協、市、市社協</p>	<p>福祉学習の実施状況</p> <p>令和3年度に引き続き、福祉学習の依頼のあった学校や地域を中心に、地域内の関係団体の参画を促進し福祉学習事業を行った。</p> <p>ア 学校における福祉学習 中学校 1校 小学校 12校</p> <p>イ 地域における福祉学習 江山学園校区「健康と暮らしを考える会」 各地区が3回のグループワークの結果を踏まえ地域課題の解決のため具体策やその実現に向け色々なアイデアを出し合った。</p>	<p>学校で実施される福祉学習に地域の福祉関係者や当事者に企画段階から参画いただき、福祉学習の基盤づくりを支援、推進する。</p> <p>地域では江山学園校区で実施した福祉学習を基本に、他地区での実施を促進する。</p>

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各人権福祉センターでの福祉学習の充実（市）【Ⅰ-3-3】	人権と福祉のまちづくり講座等を活用し、地域における新たな福祉学習を実施。	人権と福祉のまちづくり講座等を活用し、地域における新たな福祉学習を実施。	人権と福祉のまちづくり講座等を活用し、地域における新たな福祉学習を実施。

〔重点取組3 包括的支援体制の構築〕

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重層的支援体制整備事業を活用した包括的支援体制の整備【Ⅱ-1-1・Ⅱ-1-2】		地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、生活困窮者のための地域づくり、多機関協働事業、参加支援事業等を実施	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、生活困窮者のための地域づくり、多機関協働事業、参加支援事業等を実施
地域包括支援センターの充実【Ⅱ-1-1】	地域密着型センターを令和3年11月より新たに2カ所、令和4年1月より新たに1カ所新規設置し、運営委託する地域密着型地域包括支援センターを7カ所、直営の地域密着型地域包括支援センターを2カ所とした。	令和4年4月に地域密着型地域包括支援センターを新たに1カ所新規設置するとともに、地域密着型地域包括支援センターを統括・後方支援する市直営の基幹型包括支援センター1カ所を設置し、運営委託する地域密着型地域包括支援センター9カ所、市直営の地域密着型地域包括支援センター1カ所、基幹型包括支援センター1カ所とした。	市直営の地域密着型地域包括支援センター1カ所について令和5年度に公募により委託法人を決定して、令和6年4月から運営委託を開始し、市直営の基幹型包括支援センター1カ所と運営委託の地域密着型地域包括支援センター10カ所とする予定。
地域福祉相談センターによる相談対応（市・市社協）【Ⅱ-1-1】	福祉課題を気軽に相談できるよう、社会福祉法人等に委託し25カ所に設置 令和2年度相談件数 458件（相談分野としては、803件）	福祉課題を気軽に相談できるよう、社会福祉法人等に委託し25カ所に設置 令和3年度相談件数 458件（相談分野としては、803件）	福祉課題を気軽に相談できるよう、社会福祉法人等に委託し25カ所に設置
コミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置（市社協）【Ⅰ-1-3】・【Ⅱ-1-1】	専従のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを1名配置した。	重層的支援体制整備事業の本格的な実施をふまえ、市社協の所管課と総合福祉センターへ地域福祉推進員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)を配置し、地域支え合い推進員と連携しながら、地域資源や課題を抱えている潜在的な人・世帯、支援の届いていない人・世帯の把握、支援に努めた。	高齢者のみならず、障がい・生活困窮者など分野を特定せず、ニーズを解決につなげる地域資源を創出できるよう、地域福祉推進員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW))と地域支え合い推進員(SC)の役割を明確にし、連携を強化する。 地域福祉推進員(CSW)の役割 SCの役割 ・福祉サービスでは解決が難しい問題や、複数の課題が絡み合った問題などに対し、専門機関と連携して対応(個別支援) ・個別課題を地域課題として捉え、地域で解決していく仕組みづくりを支援 ・高齢者が日常生活で必要とするサービスの把握(地域課題及び資源) ・支え愛活動の支援や担い手の養成 ・住民主体によるサービスの検討や整備の支援
鳥取市フードサポート事業により、生活困窮者等への食糧支援の実施と体制の充実（市）【Ⅱ-1-2】	社会福祉法人の公益活動事業や企業の社会貢献活動との連携により支援体制の充実を図り、生活困窮者をはじめ母子支援施設や更生支援施設への支援を実施した。	社会福祉法人の公益活動事業や企業の社会貢献活動との連携により支援体制の充実を図り、生活困窮者をはじめ母子支援施設や更生支援施設への支援を実施した。	社会福祉法人の公益活動事業や企業の社会貢献活動との連携により支援体制の充実を図り、生活困窮者をはじめ母子支援施設や更生支援施設への支援を実施する。
中央人権福祉センターの相談支援体制の強化（市）【Ⅱ-1-2】	自立相談支援事業に新規3事業（家計改善支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業）加え、複合的課題への対応力の強化を図った。	自立相談支援事業及び家計改善支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業を実施し、複合的課題への対応力の強化を図った。	自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業に住居確保事業を加え、複合的課題への対応力の強化を図る。

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の設置、開催（市）【II-1-2】	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を他機関の協働により整備し、生活困窮者に対する適切な支援を図るため市16部署を構成員とした支援会議を設置した。	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を他機関の協働により整備し、生活困窮者に対する適切な支援を図るため関係各課を構成員とした支援会議を運営した。	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を他機関の協働により整備し、生活困窮者に対する適切な支援を図るため市関係部署を構成員とした支援会議を運営する。
相談支援担当者会の開催（市・市社協）【II-1-1】	人権福祉センター・人権福祉員と市社協・生活支援コーディネーターが合同による相談支援担当者会を開催し、具体的ケースや連携のあり方について検討を行った。	人権福祉センター・人権福祉員と市社協・生活支援コーディネーターが合同による相談支援担当者会を開催し、具体的ケースや連携のあり方について検討を行った。	人権福祉センター・人権福祉員と市社協・生活支援コーディネーターが合同による相談支援担当者会を開催し、具体的ケースや連携のあり方について検討を行う。
相談窓口ネットワーク会議の開催（市・市社協）【II-1-1・2】	重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討やヤングケアラーについての連携スキームの協議を行った。 また、複合的課題を協議する体制を検討する相談支援包括化推進会議において、複雑・複合的な課題について、事例検討を行った。 構成部署：市8部署、市社協2部署	複合的課題を協議する体制を検討する相談支援包括化推進会議（社会福祉法に基づく支援会議）において、複雑・複合的な課題の支援調整及び情報共有を行った（8件、12回）。	次期地域福祉推進計画の改訂に向け、協議を行う。 複合的課題を協議する体制を検討する相談支援包括化推進会議（社会福祉法に基づく支援会議）において、複雑・複合的な課題の支援調整及び情報共有を行う。
「つながりサポーター」の養成（市）【II-1-1】		市民に呼びかけて、孤独・孤立支援についての研修を実施し、生きづらさを感じる人のSOSに気づける人材の養成を行う。 ・第1回養成研修 令和4年12月4日 参加者は、地域のボランティア団体のメンバー、民生委員や大学生など約50人。 「孤独・孤立」問題の対策に取り組む専門家の講義やグループワークを通して、「伴走型支援」について学んだ。	養成研修を複数回開催予定
孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（仮称）の構築（市）【II-2-2】		高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別に分かれた福祉施策の狭間で、近年、社会的に孤立する人の支援が課題となっていることから、こうした方を早期に把握し、支援につなげるため、行政だけでなく、孤独・孤立対策に係る知見や活動実績がある団体、事業、市民者と共に、対策を推進していくプラットフォームを構築する。これにより、行政が把握できていない孤独・孤立問題を把握し、支援を必要とする人をスムーズに支援できるよう、官民が連携して取り組んでいく。 ・準備会 令和5年2月2日 ・立ち上げ式 令和5年3月20日 ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームシンポジウムin鳥取 令和5年3月13日	

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
複合的な課題に対して、福司サポートナビを積極的に活用した課題整理の実施（市社協）【Ⅱ-1-2】	福祉施設職員等様々な利用者の困りごとを支援する支援者を対象に、法テラスの弁護士が解決に向けた支援をする。 開催回数 12回(毎月1回) 第3木曜日開催	福祉施設職員等様々な利用者の困りごとを支援する支援者を対象に、法テラスの弁護士が解決に向けた支援をする。 開催回数 12回(毎月1回) 第3木曜日開催	福祉施設職員等様々な利用者の困りごとを支援する支援者を対象に、法テラスの弁護士が解決に向けた支援をする。 開催回数 12回(毎月1回) 第3木曜日開催

2 その他の取組について

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域食堂の実施箇所数（市）【Ⅰ-2-2】	令和3年度中はコロナ禍の影響等により新たに地域食堂が立ち上げはなく、市内の地域食堂の実施箇所数は18箇所。	4箇所の地域食堂が立ち上げられ、市内の地域食堂の実施箇所数は22箇所となった。	新たに3箇所の地域食堂が立ち上げられ、市内の地域食堂の実施箇所数は25箇所となる見込み。
地域食堂ネットワークへの支援として事務局体制の確立・強化を図る補助の実施（市）【Ⅰ-2-2】	各地域食堂の継続的かつ安定的な運営を支援する地域食堂ネットワークへの支援を行い、事務局体制と食材配布体制の充実を図った。	各地域食堂の継続的かつ安定的な運営を支援する地域食堂ネットワークへの支援を行い、事務局体制と食材配布体制の充実を図った。	地域食堂をプラットフォームとして高齢者の買い物支援、学生ボランティアの組織化などの活動を展開していきます。
地域食堂をプラットフォームとした地域課題解決の取組（市）【Ⅲ-5】	各地域食堂の継続的かつ安定的な運営を支援する地域食堂ネットワークへの支援を行い、事務局体制と食材配布体制の充実を図った。	各地域食堂の継続的かつ安定的な運営を支援する地域食堂ネットワークへの支援を行い、事務局体制と食材配布体制の充実を図った。	企業へ社会貢献活動の提案を積極的に行い、多様な支援を活用するために、地域食堂に必要な豊富な食材を確保するためのロジ拠点とハブ拠点の整備を図ります。
企業等による地域食堂への支援（市）【Ⅲ-6】	企業へ社会貢献活動の提案を積極的に行い、多様な支援を活用するために、地域食堂に必要な豊富な食材を確保するためのロジ拠点とハブ拠点の整備を図った。	企業へ社会貢献活動の提案を積極的に行い、多様な支援を活用するために、地域食堂に必要な豊富な食材を確保するためのロジ拠点とハブ拠点の整備を図った。	
介護職員初任者研修等の実施（市）【Ⅲ-3】	中央人権福祉センターで実施する傾聴力養成講座を開催し地域福祉の担い手の育成を図った。		
傾聴力養成講座等の実施（市）【Ⅲ-3】		中央人権福祉センターで実施する傾聴力養成講座を開催し地域福祉の担い手の育成を図った。	中央人権福祉センターで実施する傾聴力養成講座等の実施により地域福祉の担い手の育成を行います。
避難行動要支援者支援制度の取り組みの推進（市）【Ⅲ-3-5】	国が進めている災害対策基本法の改正に沿った取り組みや、福祉専門職との連携などに取り組む。	国が進めている災害対策基本法の改正に沿った取り組みや、福祉専門職との連携などに取り組む。	国が進めている災害対策基本法の改正に沿った取り組みや、福祉専門職との連携などに取り組む。
更生支援関係機関連携会議の開催（市）【Ⅲ-7】	鳥取市再犯防止推進計画の策定について、更生保護機関、福祉支援機関、更生保護活動に関係する団体等と協議		鳥取市再犯防止推進計画の見直しについて、更生保護機関、福祉支援機関、更生保護活動に関係する団体等と協議

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひきこもり状態にある当事者の居場所の提供や相談対応を行う支援拠点の設置及び家族への支援 (市)【Ⅲ-2】	鳥取ひきこもり生活支援センター（県委託）へ専任相談員を配置した相談支援を実施し、当事者が安心して利用できる居場所を開設している。また、ひきこもり状態にある人の家族に対し、家族教室を開催し「ひきこもり」についての理解を深めるとともに家族同士で学習や交流、支援者による個別相談を行う。	鳥取ひきこもり生活支援センター（県委託）へ専任相談員を配置した相談支援を実施し、当事者が安心して利用できる居場所を開設している。また、ひきこもり状態にある人の家族に対し、家族教室を開催し「ひきこもり」についての理解を深めるとともに家族同士で学習や交流、支援者による個別相談を行う。	
移動手段の充実 (市)【Ⅲ-4】	まちづくり協議会やNPO法人等が行う「交通空白地有償運送」の運行経費に対する支援（5団体）・本格運行に向けた試験運行等支援（2団体） 高齢者等公共交通利用支援事業（路線バス定期券を半額の負担で利用可）	まちづくり協議会やNPO法人等が行う「交通空白地有償運送」の運行経費に対する支援（7団体） 高齢者等公共交通利用支援事業（路線バス定期券を半額の負担で利用可）	
鳥取市社会福祉法人連絡会の開催（市社協）【Ⅲ-1-1】	鳥取市内の社会福祉法人14団体が、地域公益活動を積極的に推進することで地域における様々な課題に対し、協力しながら対応できる仕組みづくりを目的に令和2年10月に設立した。令和3年度は、コロナ感染防止のため休止	今後の具体的な取り組みについて協議予定であったが、コロナ感染防止のため、休止。	

3 福祉関係の行政計画について

取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鳥取市地域福祉推進計画の中間見直し	◎主なポイント ア 鳥取市再犯防止推進計画を内包 イ 重層的支援体制整備事業実施計画を内包 ※鳥取市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、鳥取市が再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるもの ※重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき定めるもの。		令和7年度からの次期鳥取市地域福祉推進計画の改訂にむけ、住民アンケートや関係機関への聞き取り等により、論点整理を行う。
第2期鳥取市子どもの未来応援計画	策定		
第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画		改訂	
第3期鳥取市子ども・子育て支援事業計画（仮称）			策定に向けたニーズ調査
第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画			策定
第3期鳥取市障がい者計画及び第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画			策定